

被保険者データをCDでお受け取りの社会保険労務士の方へ

CDによる被保険者データの提供は令和7年3月で終了します

- 被保険者データを収録したCDの提供については、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減を図る観点から、**令和7年3月末をもって終了します。**
- 令和7年4月以降の被保険者データの受け取りは、**オンライン事業所年金情報サービス**をご利用ください。

オンライン事業所年金情報サービスとは？

- 社会保険労務士の方が被保険者データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。利用申込みから受け取りまでがオンラインで完結します。
- サービスを利用するためにはG Biz ID[※]又は電子証明書が必要です。
※「G Biz ID」とは、デジタル庁が運営する認証システムで、1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政手続きが可能となるサービスです。

オンライン事業所年金情報サービスから社会保険労務士が受け取れる情報

名称	内容
被保険者データ	届書作成プログラム [※] で簡単に届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。（CDで受け取ることができたデータと同一です。）

※届書作成プログラムは、日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書の作成・申請を簡単にできるソフトウェアです。

オンライン事業所年金情報サービスの利用対象者の拡大

- オンライン事業所年金情報サービスは、G Biz IDをお持ちの事業主の方のみ利用可能でしたが、**令和7年1月から電子証明書をお持ちの事業主の方や、社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能となりました。**

オンラインで受け取るメリット



早く受け取り、確認が可能

被保険者データは、CDよりも20日間程度、早く受け取り、確認することができます。



申請時のチェック、データ管理が簡単

申請時に不備がないかシステムチェックができます。処理状況・結果通知をパソコンで確認でき、データ管理も簡単です。



復号不要ですぐに利用可能

CDのように暗号化されたファイルを解除する必要はありません。



時間・コスト削減

来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減できます。



いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請ができます。在宅勤務をしていても、自宅から申請できます。



環境負荷が軽減

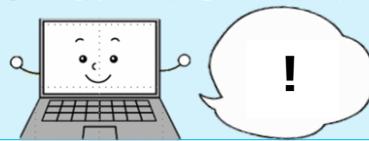
紙の削減により、資源消費やCO₂・廃棄物の排出を軽減できます。

オンライン事業所年金情報サービスの申込み方法は？

オンライン事業所年金情報サービスを申込みするには？



以下の手順で申込みできます！
登録方法はとてもカンタンです！



① 「GbizID」又は「電子証明書」を取得

「GbizID」又は「電子証明書」を用意します。

- * GbizIDは無料で取得できます。
<https://gbiz-id.go.jp/>
- * 利用可能な電子証明書は日本年金機構ホームページをご覧ください。

② e-Gov にログイン

e-Govのマイページにログインします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

③ 申込み

マイページ内の「電子送達申込み」から「電子送付依頼手続き（社会保険労務士用）」を選択して手続きします。

- * 申請する際は、委託関係の確認のため、提出代行証明書を添付してください。

被保険者データのご利用方法

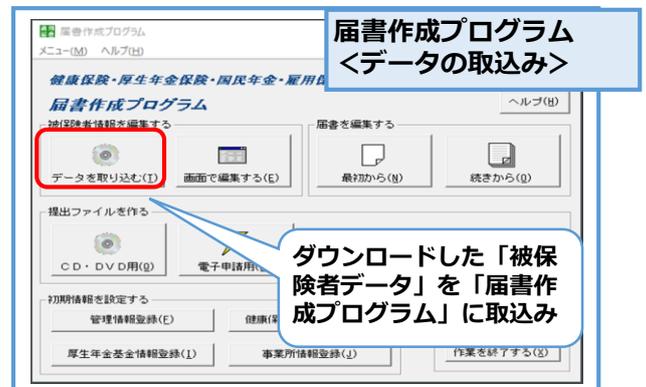
- オンラインで受け取った「被保険者データ」は、e-Govで確認できます。e-Govからパソコンにダウンロードし、届書作成プログラムに取込むことで被保険者データの入力を省略して電子申請が引き続き可能です。

① 保存先を選んでダウンロード



CDと同様に「SHFD0039.DTAファイル」が届きます。

② すぐに届書作成プログラムに取り込める！



ご利用方法の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください



ご利用方法等は動画でも案内しておりますので、あわせてご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

＜ ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）＞

0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

＜ 受付時間 ＞ 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用いただけません。

※ 通知書に表示されている内容については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。